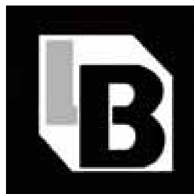


優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

浴室ドア

Bathroom Doors

BLS BD：2005

２００５年　９月　９日公表
２００５年１２月　１日施行

財団法人 ベターリビング

目　　次

「優良住宅部品認定基準（浴室ドア）」の
概　要

Ⅰ　認定の対象とする浴室ドア

住宅の浴室の出入り口に用いる扉及び扉枠から構成されるドアで、改修用のものも対象としている。なお、浴室ユニット（構造的に自立した室型のユニットで、洗い場があり、浴槽又は浴槽を設置するスペースを有するもの。）を構成するドアは対象外としている。

Ⅱ　認定基準の特徴

「優良住宅部品認定基準（浴室ドア）」は、主に以下の性能を要求している。

（１）浴室の外へ水が漏れないよう、扉及び枠の水密性については、扉部及び枠廻りに水を噴霧し、浴室の外側への水漏れ、湿潤がないこと。また、扉と扉枠の部分、ガラリについては、外側への直接飛散しないこと。

（２）人がよりかかる等で扉に荷重がかかっても安全なように、４等分点２線荷重で９８０Ｎ（100kgｆ）の曲げ荷重をかけたとき扉が破壊しないこと。

（３）把手部分に下方向（面内方向）の荷重がかかっても扉の開閉に支障がないように、扉の把手部分に２９４Ｎ（30kgｆ）の荷重をかけ、終了後、扉の開閉に支障がないこと。

（４）扉の開閉繰り返しに対する耐久性については、扉に散水した後、１０万回の開閉繰り返しを行い、終了後、扉の開閉に支障がないこと。

Ⅲ　選択基準

なし

優良住宅部品認定基準（浴室ドア）

Ⅰ　品目

浴室ドア

Ⅱ　基礎基準

1．認定の対象

住宅の浴室の出入口に用いるドアで、以下の各要件を満たしているものを対象とする。

2．用語の定義

本基準で用いる用語の定義については「優良住宅部品認定基準（総則）」によるほか、以下のとおりとする。

（1）製作寸法：浴室ドアを製作する際の基本となる寸法をいう。

（2）緊急時救出機構：緊急時に外から救出が可能な機構をいう。

3．構成

構成は表－1とする。

表－1　構成

必須構成部品			選択構成部品
開き戸	框、横桟、表面材、扉上枠・縦枠、ビード、安全キャップ	把手、丁番	戸当り、扉下枠、格子、ガラリ、ストッパー、ドア・クローザ、施錠装置、換気孔、緊急時救出機構、額縁、嵌殺窓、タオル掛け
引き戸		戸車、引手、レール	
折り戸		把手、丁番	

4．材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料が明確にされていること。明確にするにあたり、材料名と併せて、「8．複数の性能を満たすための仕様規定」に例示した材料を使用する場合には該当する規格名称等を記述することとし、例示した材料以外の材料を使用する場合には、その材料が同等以上の性能を有していると証明できること。

5．施工範囲

浴室ドアの施工範囲は、原則として以下とする。

1）扉枠の躯体への固定

2）扉枠の吊り込み、調整

6．寸法・取合い

（１）浴室ドアの製作寸法

１）浴室ドアの幅及び高さは、表－２のとおりとする。

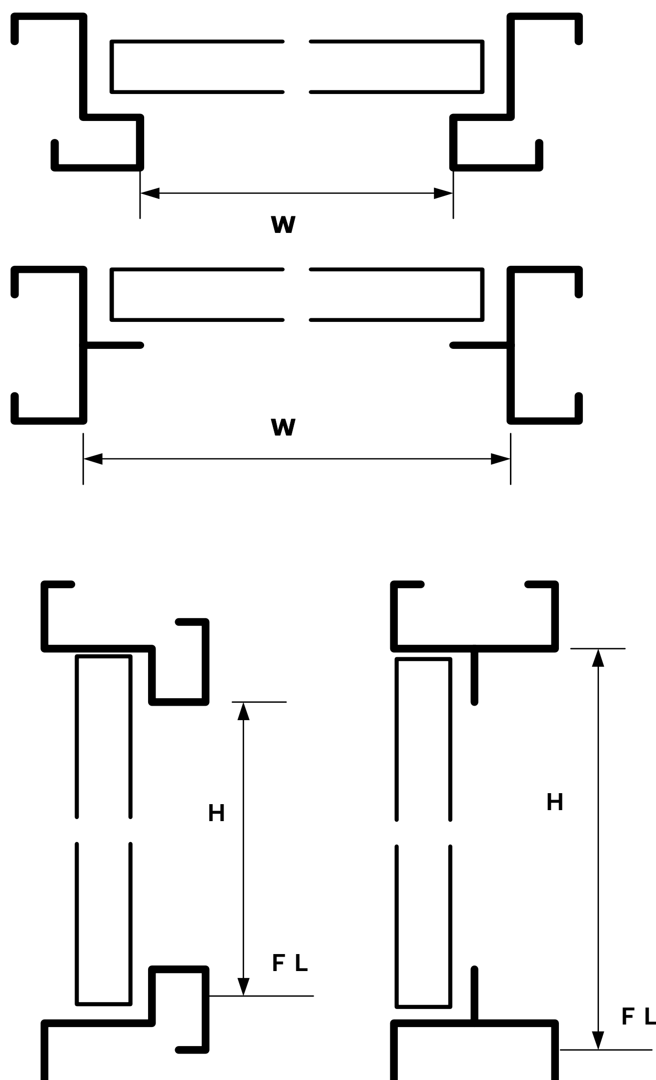
２）製作寸法精度

アルミ製ドアにあっては、製作寸法と実寸法（製作された実際の寸法）は、JIS A 4706:1996「サッシ」の 6.寸法、6.3 寸法公差による。

表－２　ドアの寸法　　　　　（単位＝mm）

幅（w）	600～1800*
高さ（H）	1800～2000

注）　*片開き戸は～900 mm、親子戸、両開戸、引き戸は～1800 mmに対応する。



７．性能

（１）機能性・快適性の確保

１）水密性

浴室扉及び扉枠も水密性については、扉部分及び枠廻りに水を噴霧し、外側への水漏れ、湿潤がないこと。また、扉と扉枠の部分、ガラリについては、外側への直接飛散がないこと。＜試験：別冊の「優良住宅部品性能試験方法書（浴室ドア)」で定める BLT BD-01「散水試験＞」

２）開閉時に不快な音を発生しないこと。

３）扉が円滑に開閉できること。

（２）機械的な抵抗力と安定

１）曲げ強さ

扉の曲げ強さについては、曲げスパンｌ＝1600 ㎜として 4 等分点 2 線荷重を 980 N｛100kgf｝まで加え、扉が破壊しないこと。＜試験：別冊 BLT BD-02「曲げ試験」＞

２）分布圧強さ

浴室扉の分布圧強さについては、300 ㎜×600 ㎜の加圧板を用いて浴室扉の中央部に水平荷重をかけ、使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、目地のずれがないこと。＜試験：別冊 BLT BD-03「分布圧強さ試験」＞

３）面内剛性（開き戸）

開き戸の扉の面内剛性については、ドアを 90°開いた状態で、ドアのノブの位置に、294N｛30kgf｝まで重錘を加え、終了後、扉の開閉に支障がないこと。＜試験：別冊 BLT- BD-04「面内剛性試験」＞

（３）使用における安全性並びに保安性の確保

１）人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。

２）内締まり錠の場合は、外からの開錠が可能であること。

３）扉にガラスを使用する場合は、使用者が転倒したときなどに割れても安全なものであること。

＜仕様規定＞

建設省建築指導課長通達『「ガラスを用いた開口部の安全設計指針」について』（昭和６１年５月３１日付け建設省住指発第１１６号、同１１７号）に基づいた措置が施されていること。

（４）健康上の安全性の確保

品目別規定なし

（５）火災に対する安全性の確保

品目別規定なし

（６）耐久性の確保

１）開閉繰り返しに対する耐久性

扉の開閉繰り返しに対する耐久性については、浴室扉を躯体相当の枠材に実際の施工と同様の方法で設置し、噴霧器により㎡当たり１ｌの水を浴室側から散水する。散水終了後、扉が閉まった状態から半分程度まで開いた状態の往復運動を１分間に１０回程度の早さで１０万回繰り返し、終了後、開閉に支障がないこと。＜試験：別冊 BLT BD-05「扉の開閉繰り返し試験」＞

２）鋼材を使用する場合は、防錆・防蝕処理が施してあるものとする。

３）錠前のケースの材質は、錆びにくいものを使用すること。

４）化粧金属板を使用する場合は、表面の密着性、耐汚染性等を考慮したものを使用すること。

（７）環境に対する負荷の低減

品目別規定なし

（８）維持管理、交換の容易性の確保

メンテナンス

ａ．一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること。

ｂ．取り替えパーツについては、交換ができる構造であること。

８．複数の性能を満たすための仕様規定

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、耐久性、強度等の性能が十分であること。

＜仕様規定＞

FRP 板、樹脂製半透明パネル等を使用する場合は、硬度、耐汚染性、耐酸性、耐アルカリ性に考慮されたものとする。一般プラスチックを使用する場合は、JIS に定められているものの規定によるものとする。

９．適切な施工の担保

（１）施工説明書等の整備

施工者向けの説明書等（仕様書、マニュアルを含む。）適切に施工するための書類が整備されていること。

（２）施工説明書等の記載内容

施工説明書等の記載内容は、図等を用い分かりやすく説明されているものであること。なお、以下の項目について最低限明示されていること。

１）取付下地の確認

２）現場での加工・組立・取付手順、特殊工具、留意点

３）取付後の検査及び仕上げ

（３）施工説明書等の記載範囲

施工説明書等に記載すべき現場での加工・組立・取付手順の範囲は、最低限以下のとおりとする。

１）扉枠の躯体への固定

２）扉枠の吊り込み、調整

（４）その他

１）当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。

２）標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。

１０．適切な取り扱いの担保

製品の取扱説明書等は、ユーザーが理解できるように図等を用いて分かりやすく説明され、確実にユーザーに渡されること。なお、以下の項目について最低限明示されてい

ること。

１）誤使用防止のための指示・警告
２）事故防止のための指示・警告
３）製品の使用方法
４）製品に関する問い合わせ先

１１．確実な供給体制の確保

（１）以下について責任が持てる体制が整備されていること。
１）生産、輸送、施工についての体制
２）ユーザーが容易に購入できるための流通販売体制
生産に対しては、「優良住宅部品認定基準（総則）」で定める「生産上の品質管理基準」に適合していること。

１２．品質保証及び確実な維持管理サービスの提供

（１）無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能のうち、耐水性能及び開閉機能の瑕疵（施工の瑕疵を含む。）について５年以上でメーカーの定める年数、その他の部分又は機能の瑕疵（施工の瑕疵を含む。）について２年以上でメーカーの定める年数とする。ただし、別に定める事項に係る修理は無償修理保証の対象から除くことができるものとする。
（２）無償修理保証の対象及び期間並びに免責事項（（１）の別に定める事項のうちメーカーが定めるものをいう。）を記載した施工説明書等が施工者に、保証書又はこれに相当するものがユーザーに、それぞれ確実に渡されること。
（３）上記（２）の施工説明書等には次の１）及び２）が、保証書等には１）が明記されていること。
１）当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨
２）施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求ができる旨
（４）苦情処理、ユーザーサービス体制が完備されており、責任を持って行えること。
（５）優良住宅部品の生産中止後において、認定を受けたものがユーザーに対して取り替えパーツを供給可能な期間は１０年以上とし、これを取扱説明書等に明記すること。なお、取り替えパーツの種類については、書類として用意されていること。

Ⅲ　選択基準

１．標準化選択基準

品目別規定なし

２．推奨選択基準

品目別規定なし

＜参考＞

情報提供上の整理区分

	備　　考
浴室ドア	扉及び扉枠により構成され、躯体・間仕切り壁等接する部位との納まり・取合いが規格化されており、独立した開口部として機能するもので、改修用のものも含む

「優良住宅部品認定基準（浴室ドア）」の
解　説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（浴室ドア）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の改正内容

1．施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9.（4）　１２.（1）（2）（3）】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びＢＬ保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

Ⅱ　要求事項の根拠

扉の面内荷重に対する要求性能【Ⅱ ７．（２）３）】

扉を９０°開いた状態で把手部分に 295N（30.1ｋｇｆ）の面内荷重をかけ、扉の面内変形や丁番部分の変形を確認している。

扉（開き戸）の面内方向に力が加わる場合は、取手部分に子供がぶら下がったり、物を掛けたりする事で生ずる。このような面内方向の荷重をＢＬでは 294N(30kgf)としている。

Ⅲ　その他

1.　基準改正の履歴

【2000 年 10 月 31 日公表・施行】

(1)優良住宅部品の保証制度の拡充に伴なう変更【Ⅱ １２．（1），（2）】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅に対し 10 年間の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、基準上の表現を変更し、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

(2)木製扉に関する規定の削除

現行基準では、木製の扉も想定していくつかの木製品に関する規定をしていたが、現状ではＢＬ認定品がなく、今後も申請が見込まれないことの理由等から木製品に関する記述を全て削除した。

【1999 年 8 月 20 日公表・施行】

(1)品目の変更【「Ⅰ」】

品目名を「内装システム（浴室ドア）」から「浴室ドア」に変更した。

(2)扉枠を必須構成部品として追加【Ⅱ ３．】

改修の際に取り替え用として使用する浴室ドアの扱いについて、改正前の基準では、扉び扉枠（ユニット）を供給するものと扉（リーフ）のみを供給するもののいずれも認定の対象としていたが、老朽化した既存枠に扉を取り付けると認定基準で規定している諸性能が確保されないことが考えらる。しかし、浴室ドアの性能としては改修の際も新設の際と要求性能は同等でなければならないことから、改正後の基準では扉枠を「必須構成部品」とした。こ

れにより改正後の基準では、新設用と取り替え用を認定基準上区分けしていない。

(3)緊急時救出機構を選択構成部品として追加【Ⅱ 3．】

緊急時に外から救出が可能な機構を「選択構成部品」とした。この機構は、浴室内の人が扉にもたれて倒れているときに扉又は扉の一部がはずして浴室の外から浴室内の人を押しよけることにより扉を開くことができるというものである。

(4)ガラスを使用する場合の規定【Ⅱ 7．（3）3】】

ガラスの使用について、改正前の基準では、「床面から600㎜未満にある開口部にガラス板を使用する場合は、「『ガラスを用いた開口部の安全設計指針』について」（建設省）に規定する安全ガラスを使用することとしていた。しかし、浴室ドアの場合は他の開口部とは異なり着衣していない状況を想定し、より安全性を確保しなければならないため、ガラスの使用位置に限らず「扉にガラスを使用する場合は、使用者が転倒したときに割れても安全なものであること。」とし、仕様規定として同指針を引用した。

(5)錠前ケースの規定【Ⅱ 7．（6）3】】

錠前ケースについて、スチールで構成されているものは、中に水が入った場合に錆びが生じ、把手の操作に支障をきたすことがあることから、「錠前のケースの材質は、錆びにくいものをし使用すること。」と新たに規定した。